



株式会社 札幌丸井三越と札幌市による さっぽろ食の安全・安心推進協定 協 定 書

(第 130004 号)

(株)札幌丸井三越と札幌市は、「安全・安心な食のまち・さっぽろ」の創造を目指し、食の安全確保と消費者への信頼の向上に向け、以下のとおり連携・協働して取り組みます。

(株)札幌丸井三越は、これまで進めてきた食の安全確保と消費者への信頼の向上に係る各種取組のうち、次の基本項目に係る取組について、より一層積極的かつ自主的に取り組みます。

◆ 基 本 項 目 ◆

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1 施設等の衛生管理 | 2 商品の品質管理 |
| 3 従業者等の衛生管理 | 4 問題発生時の危機管理 |
| 5 1~4以外の食の安全・安心に関する事項 | |

札幌市は、本協定について消費者及び事業者の理解と協力を得ることができるよう、広報などの支援を積極的に行います。

平成25年12月3日

株式会社 札幌丸井三越
代表取締役社長

竹内 徹

札幌市
市長

上田 文雄

わが社のマイルール

基本項目に関し、詳細な取組を自ら定め、実行します。

- 食品衛生年間業務カレンダーにより、毎月の活動テーマを設け、朝礼等通じ教育を行います。
- 食品衛生推進委員による店頭における表示確認、厨房内の衛生管理の確認等、巡回を行います。
- 厨房内の拭取り・厨房従事者の手指の拭取り検査を実施します。
- 定期的に従業員の腸内細菌検査を実施し、健康管理を徹底します。
- 食品催事における製造・販売商品の細菌検査を催事ごとに実施します。
- 百貨店食品安全衛生パスポート(日本百貨店協会発行)を携帯し、常に「危機管理マニュアル」として活用します。
- 問題発生した場合は、迅速かつ適切に対応し、拡大防止に努めます。